

2001 年第 104 號法律公告

《2001 年商船 (海員) (滾裝客船——訓練) (修訂) 規例》
(根據《商船 (海員) 條例》(第 478 章) 第 72、
73、96 及 134 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2001 年 7 月 13 日起實施。

2. 釋義

《商船 (海員) (滾裝客船——訓練) 規例》(第 478 章, 附屬法例) 第 1 條現予修訂, 廢除 "《守則》" 的定義而代以——
"《培訓規則》"(STCW Code) 指不時有效的由國際海事組織出版的《船員培訓、發證和值班規則》;"。

3. 適用範圍

第 2(1)條現予廢除, 代以——

"(1) 本規例適用於所有——

- (a) 屬香港船舶並正在行走國際航程的滾裝客船;
- (b) 不屬香港船舶但正在香港水域內的滾裝客船。"

4. 訓練

第 4 條現予修訂——

- (a) 在第 (1)、(2)、(3)、(4) 及 (5) 款中, 廢除 "《守則》" 而代以 "《培訓規則》";
- (b) 在第 (3) 款中, 在 "training" 之後加入 "as";
- (c) 在第 (6) 款中, 廢除 "接受監督認可的複習訓練。" 而代以——
"——

- (a) 接受監督認可的複習訓練; 或
- (b) 提供令監督滿意的證據以證明他們在過往 5 年內已達到所需的合格標準, 但船長除外。";
- (d) 加入——

"(6A) 須按照第 (1)、(4) 及 (5) 款接受訓練的船長, 每隔不超過 5 年即須接受監督認可的複習訓練。";

- (e) 在第 (7) 款中——
 - (i) 在 "(6)" 之後加入 "及 (6A)";
 - (ii) 在 "次" 之後加入 "的"。

經濟局局長

李淑儀

2001 年 5 月 29 日

註 釋

本規例旨在——

(a) 將《商船 (海員) (滾裝客船——訓練) 規例》(第 478 章, 附屬法例) ("規例") 的適用範圍擴及正在香港水域之內但非香港船舶的滾裝客船;

(b) 修訂規例以令滾裝客船的海員（船長除外）除了接受複習訓練外，亦可提供證據證明其已達到所需的合格標準，以符合海員訓練的要求；及

(c) 局部實施《1978 年國際船員培訓、發證和值班標準公約》的 1997 年修訂。該等修訂在 1999 年 1 月 1 日生效。